

2016年12月26日
みずほ信託銀行株式会社

平成28年新潟県糸魚川市における大規模火災による被災者のみなさまに対する ご対応について

このたびの平成28年新潟県糸魚川市における大規模火災による被災者のみなさまには、心よりお見舞い申し上げます。

みずほ信託銀行株式会社（社長：中野 武夫）は、被害にあわれたお客さまの預金等の取り扱いにつきまして、下記の通り対応しますのでお知らせいたします。

1. 被災者のみなさまに対する預金等の取り扱いについて

預金等のお取り扱い	
対象店舗・お問合せ先	国内全支店・出張所（ 1 ）
預金通帳、証書、お届けのご印鑑等を紛失された場合	ご本人さまであることを確認のうえ、お支払いいたしますのでご相談ください。 （ご本人であることを確認出来る資料をご持参ください）
定期預金等の満期日前のお支払い等	ご相談下さい。
その他	損傷した紙幣の交換など、今回の被害にあわれたお客さまの状況に応じて、柔軟に対応させていただきます。 近隣のみずほ信託銀行の本支店までご相談ください。
ご相談受付時間	月～金曜日 9：00～17：00（祝日振替休日を除く）（ 2 ）

1 出張所（トラストラウンジ・大阪支店高松営業部）については、書類をお預りのうえ支店へのお取り次ぎ手続きとなります。（お手続き完了まで数日かかる場合があります）。

2 窓口の営業時間は原則 9：00～15：00 でございます。15：00 以降にお取引・ご相談を希望される場合は各店舗までお問合せ願います。

2. 被災者のみなさまに対する貸出の取り扱いについて

貸出のお取り扱い	
本災害による被害を受けられた個人・法人のお客さまへの支援として、状況に応じお客さまの便宜を考慮した対応をさせていただきます。(3)	
お問合せ先	国内全支店
ご相談受付時間	月～金曜日 9：00～17：00（祝日振替休日を除く）(2)

2 窓口の営業時間は原則 9：00～15：00 でございます。15：00 以降にお取引・ご相談を希望される場合は各店舗までお問合せ願います。

3 当行所定の審査の結果、ご希望にそいかなる場合もございますので、あらかじめご了承ください。

以 上